

滑川市委託業務（建設コンサルタント業務等以外のもの）に係る低入札価格調査制度実施要領

1 趣旨

この要領は、滑川市が発注する委託業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）を除く。）に係る入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（同令第 167 条の 13 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる入札

予定価格が 200 万円以上の建設コンサルタント業務等を除く委託業務の請負の入札のうち予定価格設定権者が必要と認める業務（以下「適用業務」という。）の入札を対象とする。

3 調査基準価格

(1) 適用業務の入札にあたり予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

(2) 適用業務の調査基準価格は、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

4 入札参加者への周知

適用業務の指名通知書又は入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定の保留

入札執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない価格で入札した者（以下「調査対象者」という。）がある場合は、入札参加者に対し、落札者の決定を保留する旨を通知するものとする。

6 調査の実施

(1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。

財政課長及び適用業務の事業主管課長

(2) 調査の方法

調査担当者は、調査対象者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次号に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。

(3) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由（当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- イ 手持ち業務の状況
- ウ 当該業務の履行場所と入札者の事業所との関連（地理的条件）
- エ 業務に必要な備品等の保有状況
- オ 労務者の具体的な供給の見通し及び履行体制
- カ 再委託予定事業者及びその契約予定金額
- キ 過去に履行した公共事業に係る業務名及び発注者並びに契約金額
- ク 経営状況（取引金融機関等への照会による。）
- ケ 信用状況（法令違反の有無、貸金支払の状況、再委託代金の支払状況等）
- コ その他調査担当者が必要と認める事項

7 指名等委員会の審査及び意見の表示

- (1) 財政課長は、様式第1号により低入札価格調査書を指名委員会又は入札参加資格委員会（以下「指名等委員会」という。）に提出し、その意見を求めるものとする。
- (2) 指名等委員会は、財政課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、低入札価格の審査結果について（様式第2号）により意見を表示するものとする。

8 指名等委員会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 財政課長は、指名等委員会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 財政課長は、指名等委員会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価

格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

(3) 前号に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者であるときは、第7項及び本項第1号の規定による手続（次号において「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。

(4) 前号の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者（調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

9 入札参加者への通知

財政課長は、前項の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

10 審査結果の公表

財政課長は、第8項第2号から同項第4号までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、低入札価格の審査結果（様式第3号）により調査結果の概要を公表するものとする。

11 細則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則（令和8年滑川市告示第48号）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前日までに指名通知又は入札公告を行った委託業務については、なお従前の例による。

(様式第 1 号)

低 入 札 価 格 調 査 書

調査担当責任者 所 属 _____

職・氏名 _____

調査作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

入 札 番 号	第 号
業 務 名	
履 行 場 所	地内
業 務 概 要	
最低価格入札者	
最低入札価格	金 円 (税抜き)
予 定 価 格	金 円 (税抜き)
調 査 基 準 価 格	金 円 (税抜き)
調 査 結 果	① 当該価格により入札した理由
	② 手持ち業務の状況
	③ 入札者の地理的条件
	④ 業務に必要な備品の保有状況
	⑤ 労務者の具体的な供給の見通し及び履行体制

調 査 結 果	⑥ 再委託予定者及びその契約予定金額
	⑦ 過去に履行した公共事業に係る業務委託状況
	⑧ 経営状況
	⑨ 信用状況
	⑩ その他
総 合 意 見	

(注) 調査担当責任者は、適用業務の事業主管課長とする。

(様式第2号)

年 月 日

財政課長 様

指名委員会委員長

低入札価格の審査結果について

このことについては、下記のとおりです。

記

審査日 年 月 日

入札番号	第 号
業務名	
履行場所	地内
最低価格入札者	
最低入札価格	金 円 (税抜き)
予定価格	金 円 (税抜き)
調査基準価格	金 円 (税抜き)
(意見)	
(審査結果)	

(注) 審査結果欄には、当該最低入札価格は妥当である、又は当該最低入札価格は妥当ではないと記載する。

(様式第3号)

低入札価格の審査結果

審査日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

入札番号	第 号
業務名	
履行場所	地内
最低価格入札者	
最低入札価格	金 _____ 円 (税抜き)
予定価格	金 _____ 円 (税抜き)
(意見)	
(審査結果)	